

IPv4 アドレス移転申請書(JPNIC 契約組織間の移転用)

甲および乙は JPNIC 文書「IPv4 アドレス移転申請手続き(JPNIC 契約組織間の移転用)」および以下に記したすべての事項（「事前確認事項」）に同意した上で、両者合意のもと、IPv4 アドレス空間の移転を申請いたします。

- 1.乙は、「JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー」に従い、対象 IPv4 アドレス空間を効率的に使用すること。
- 2.甲および乙は、JPNIC に対するアドレス維持料等の料金の滞納がある場合、移転申請時までに滞納している料金を支払うこと。
- 3.甲は、IPv4 アドレス移転申請書提出後、維持料算出基準日が到来した場合には、支払い期限前であっても未払いの維持料の支払いを移転予定日までに完了すること。この際、「対象 IPv4 アドレス空間」の維持料は、甲が支払うこと。
- 4.甲は、移転申請時点で対象 IPv4 アドレス空間について、管理下の割り当て先も含めて、いかなる紛争にも関わっていないことを保証すること。
- 5.甲および乙は、前 4 項にもかかわらず、IPv4 アドレス移転申請提出後、移転予定日までの間に紛争に関わることとなった場合は、速やかにその内容を JPNIC へ報告すること。
- 6.移転日後に対象 IPv4 アドレス空間に関して、甲と乙間、乙と第三者間、甲と第三者間、または甲および乙と第三者間で、いかなる紛争が発生または発覚しても紛争当事者間で解決することとし、JPNIC は一切紛争に関与せず、かつ、それに伴う責任も一切負わないこと。
- 7.JPNIC は、「IPv4 アドレス移転申請手続き(JPNIC 契約組織間の移転用)」その他 IP アドレス技術文書群で定める手続きに従い、JPNIC からあらかじめ通知した移転予定日以後は、いかなる事情によっても、甲、乙および第三者からの移転の取り消しの要請には応じないこと。ただし、わが国において効力を有する確定判決、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の正本の写しの提出があった場合は、JPNIC はその判断に従うこと。
- 8.JPNIC は、移転結果の履歴を JPNIC 文書「IPv4 アドレス移転申請手続き (JPNIC 契約組織間の移転用)」で定める形式および方法に従い公開すること。
- 9.JPNIC は、対象 IPv4 アドレス空間が、JPNIC 管理下の PA アドレスである場合に、移転申請日前に行われた当該 PA アドレス空間範囲内の割り当て報告が、移転日以後には引き継がれることを保証しないこと。
- 10.「JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー」に基づき、乙が移転可能アドレスサイズの通知を JPNIC から受ける必要がある場合には、乙は JPNIC に移転可能アドレスサイズの通知を受けるための申請をし、JPNIC から通知を受けていること。なお、JPNIC は乙に通知した移転可能アドレスを超えるアドレス移転の承諾を行わず、かつ、その責任を JPNIC は一切負わないこと。
- 11.対象 IPv4 アドレス空間に国際移転アドレスが含まれる場合には、乙は、所定の手数料の支払いを行うこと。また、その支払いが確認されるまでは JPNIC は移転申請の承諾を行わず、かつ、その責任を JPNIC は一切負わないこと。
- 12.本申請書に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすること。

◆対象 IPv4 アドレス空間： \_\_\_\_\_

◆移転可能 IPv4 アドレスサイズ： \_\_\_\_\_ 通知番号： \_\_\_\_\_

◆移転後の「対象 IPv4 アドレス空間」の管理種別：下記□のいずれかに☑を入れてください。

移転先は PA アドレスとして管理する  
(割り振りアドレスと同等の管理が求められます)

移転先は PI アドレスとして管理する  
(自組織への割り当てとして管理が求められます)

\*IP アドレス管理指定事業者契約を未締結の場合は、当該契約の締結が必要です

\*プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約を未締結の場合は、当該契約の締結が必要です

(甲)

(乙)

移転元  
組織名 \_\_\_\_\_

移転先  
組織名 \_\_\_\_\_

移転元組織  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

移転先組織  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

移転元組織  
担当者氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先  
電子メール  
アドレス \_\_\_\_\_

移転先組織  
担当者氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先  
電子メール  
アドレス \_\_\_\_\_